モデル規約

# ○○自治会（町内会）規約（会則）

1. 総則

（目的）

1. 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

一　回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡

二　美化・清掃等区域内の環境の整備

三　集会施設の維持管理

四　○○○○○○

五　○○○○○○

（名称）

1. 本会は○○自治会（町内会）と称する。

（区域）

1. 本会の区域は、国分寺市☆☆町○○丁□番地◇号から☆☆町○○丁□番地◇号までの区域とする。

（事務所の所在地）

1. 本会の事務所は、会長宅に置く。
2. 会員

（会員）

1. 本会の会員は、第３条に定める区域に住所を有する個人とする。

（会費）

1. 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入会）

1. 第３条に定める区域に住所を有する個人で、本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

　　２　本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退会）

1. 会員が次の各号に該当する場合には退会したものとする。

　　　　一　第３条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

　　　　二　本人より○○に定める退会届が会長に提出された場合

　　２　会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときはその資格を喪失する。

1. 役員

（役員の種別）

1. 本会に、次の役員を置く。

一　会長　　　　１名

二　副会長　　　○名

三　その他役員　○名

四　監事　　　　○名

（役員の選任）

1. 役員は、総会において、会員の中から選任する。

２　監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

（役員の職務）

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

　　　２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

　　　３　監事は次に掲げる業務を行う。

　　　　　一　本会の会計及び資産の状況を監査すること。

　　　　　二　会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

　　　　　三　会計及び資産状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

　　　　　四　前後の報告をするため必要があると認められるときは、総会の招集を請求すること。

（役員の任期）

1. 役員の任期は、○年とする。ただし、再選は妨げない。

２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

1. 総会

（総会の種別）

1. 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種類とする。

（総会の構成）

1. 総会は、会員をもって構成する。

（総会の権能）

1. 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決　する。

（総会の開催）

1. 通常総会は、毎年度決算終了後○箇月以内に開催する。

２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

　　一　会長が必要と認めたとき。

　　二　全会員の五分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

三　第11条第３項第４号の規定により監事から開催の請求があったとき。

（総会の招集）

1. 総会は、会長が招集する。

　　　２　会長は、前条第二項第二号及び第三号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

　　　３　総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

（総会の議長）

1. 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

（総会の定足数）

1. 総会は会員の二分の一以上の出席がなければ、開会することができない。

（総会の議決）

1. 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって　決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会員の表決権）

1. 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

　　　２　次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の一とする。

　　　　　一　○○○○○○

　　　　　二　××××××

（総会の書面表決等）

1. 止むを得ない理由のため総会に出席出来ない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

　　　２　前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

（総会の議事録）

1. 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

一　総会の日時及び場所

二　会員の現在数及び出席者数

三　開催の目的、審議事項及び議決事項

四　議事の経過の概要及びその結果

五　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名押印しなければならない。

1. 役員会

（役員会の構成）

1. 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

（役員会の権能）

1. 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

一　総会に付議すべき事項

二　総会の議決した事項の執行に関する事項

三　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（役員会の招集等）

1. 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

　　　２　会長は、役員の○分の一以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

　　　３　役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも○日前までに通知しなければならない。

（役員会の議長）

1. 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

（役員会の定数等）

1. 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。
2. 資産及び会計

（資産の構成）

1. 本会の資産は、次ぎに掲げるものをもって構成する。

一　設立当初の財産目録に記載された財産

二　会費

三　活動に伴う収入

四　資産から生ずる果実

五　その他の収入

（資産の管理）

1. 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

（資産の処分）

1. 本会の資産で第29条第１号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において○分の○以上の議決を要する。

（経費の支弁）

1. 本会の経費は、資産をもって支弁する。

（事業計画及び予算）

1. 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、その年度開始までに総会の議決を得なければならない。

２　前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年の予算を基準として収入支出をすることができる。

（事業報告及び決算）

1. 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに会長が事業概要報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監査の監査を経て、その年度終了後３ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

（会計年度）

1. 本年度の会計年度は、毎年○月○日に始まり、○月○日に終わる。
2. 規約の変更及び解散

（規約の変更）

1. この規約は、総会において総会員の四分の三以上の議決を得なければ変更する　ことはできない。

（解散）

1. 本会は、地方自治法第260条20の規定により解散する。

　　　２　総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の四分の三以上の承諾を得なければならない。

（残余財産の処分）

1. 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の○分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄与するものとする。
2. 雑則

（備付け帳簿及び書類）

1. 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び投棄等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

（委任）

1. この規約の施行に関し、必要な事項は、総会の議決をえて実施することができる。

（附則）

１　この規則は、○年○月○日から施行する。

２　本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

３　本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から○年○月○日までとする。

（附則）

この会則は、○年○月○日より施行する。